

## 厚生労働省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部改正について

### <改正概要>

- 国家戦略特別区域内の歴史的建築物(宿泊に利用する施設)に係る旅館業法上の構造施設基準の一部(玄関帳場(フロント)の設置義務)の適用を免除する特例措置を廃止するもの。

### 現 状(特例)

- 国家戦略特別区域内の歴史的建築物について、
  - ①歴史上価値の高い建築物又は周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものを構成している建築物であって条例で定めるものに人を宿泊させる事業であること
  - ②宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。
  - ③事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。を満たしていれば、玄関帳場(フロント)の設置義務の適用が免除される。

### 改正理由

- 旅館業法施行令・施行規則の改正により、旅館・ホテル営業は、
  - A 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること(上記の③に該当)
  - B 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること(上記の②に該当)を満たしていれば、玄関帳場(フロント)の設置義務が免除されることとなったため、現行の特例措置が不要となった。

### 施行期日

平成30年6月15日(旅館業法施行令・施行規則改正の施行日と同日)